

令和元年度

行政監査結果報告書

公有財産及び基金の管理について

松山市監査委員

松 監 93 号
令和 2 年 4 月 21 日

様

松山市監査委員 原 田 光 雄

同 飯 尾 隆 哉

同 清 水 尚 美

同 池 田 美 恵

行政監査結果報告の提出について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定により、行政監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、次のとおり提出します。

目 次

I 監査のテーマ	1
II 監査の目的	1
III 監査の対象	1
IV 監査の範囲	1
V 監査の期間	1
VI 監査の方法	1
VII 監査の結果	2
(I) 公有財産の管理について	
1 本市の公有財産の状況	2
2 公有財産管理事務の体制	3
3 公有財産台帳の管理	7
(II) 基金の管理について	
1 本市の基金	1 2
2 基金の管理体制	1 3
3 基金の管理事務	1 5
4 積立基金の状況	1 7
要望事項	2 4
むすび	2 6
(資料) 中核市調査結果	2 7

行政監査結果報告

I 監査のテーマ

公有財産及び基金の管理について

II 監査の目的

地方自治法の改正により、令和2年度から都道府県及び政令指定都市に内部統制制度が導入される。現在のところ中核市には努力義務であるものの、少子高齢化の進展による急速な人口減少社会を迎える今日、多様化する住民の負託に応え得る持続可能な行政体制の確立は全ての地方自治体に必須であり、本市も例外でない。

「資産の保全」は、内部統制の4つの目的のうちの1つとされる。地方公共団体の資産は税を主な財源として取得された財産等であるが、その取得時等の手続きに不正や誤りがあった場合、地方公共団体の財政的基盤や社会的信用に大きな損害や影響を与える可能性があるため、これを防止するための体制整備を求められている。

また、「財務報告等の信頼性の確保」は、地方公共団体の社会的な信用の維持・向上に資することを目的としたものであり、財産は決算等により議会や市民に報告される重要な情報であることから、その報告において誤りのないよう正確に努めることにより信頼性を保たなければならない。

これらのことから、本市が所有する財産について、関係法令及び諸規程に基づき適正に維持管理が行われているか、数量等の情報は正確に記録されているかなど主に合规性、正確性の観点から調査し、今後の適正な管理運営に資することを目的として監査を実施する。

なお、財産は地方自治法第237条第1項において、「公有財産、物品及び債権並びに基金」と規定されるが、このうち物品については従来から定期監査時に監査対象として監査していること、また、債権については平成29年度実施の行政監査においてテーマとして掲げ監査を実施したことから、今回監査においては、特に公有財産と基金を対象とするものである。

III 監査の対象

理財部 財政課、管財課、外関係対象課

IV 監査の範囲

平成30年度から令和元年度の公有財産及び基金の管理に関する事務。なお、必要に応じて、それ以前の年度に実施した事業、その他関連事務事業についても監査対象とする。

V 監査の期間

令和元年11月27日から令和2年3月10日まで

VI 監査の方法

監査の実施にあたっては、財産の管理状況等の確認のため、公有財産については管財課、基金については管財課及び財政課 外関係対象課に調査票の提出を求め、関係書類の調査、関係職員からの事情聴取等を実施し、事務が関係法令等及び諸規程に基づき行われているか監査する。

さらに、基金については、経済性の観点から現状及び今後の方針について調査を行い検証する。

VII 監査の結果

次のとおりである。

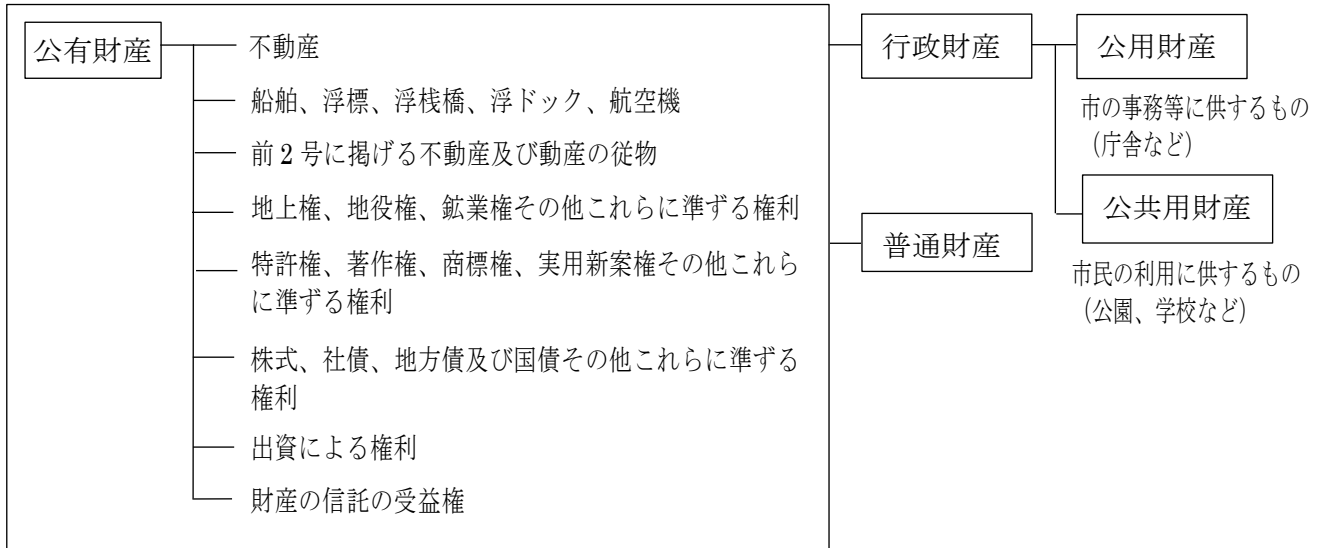
(I) 公有財産の管理について

1 本市の公有財産の状況

(1) 公有財産の定義

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 237 条第 1 項において、地方公共団体の「財産」とは、「公有財産、物品及び債権並びに基金をいう」とされている。このうち、公有財産は法第 238 条に掲げるものであり、次のとおりである。

公有財産のうち公用又は公共用に供するものは行政財産、それ以外のものは普通財産として分類される。



(2) 本市の公有財産の状況

平成 30 年度の財産に関する調書における本市の公有財産の状況は次のとおりである。なお、地方自治法施行規則の様式より、調書への記載を要しないこととされている「道路及び橋りょう、河川及び海岸並びに港湾」については数量に含まれていない。

①土地及び建物 (単位：㎡)

区分	土地（地積）	建物（延面積）
行政財産	11,366,981.36	1,597,405.13
公用財産	692,248.34	129,247.35
公共用財産	10,674,733.02	1,468,157.78
普通財産	10,288,352.59	33,653.10
合計	21,655,333.95	1,631,058.23

②山林 (単位：㎡・㎡)

区分	面積	立木の推定蓄積量
行政財産	3,260,876.00	79,708.57
普通財産	9,535,182.41	228,003.07
合計	12,796,058.41	307,711.64

③動 産

区 分	内 容	現在高
行政財産	浮 棧 橋	15 個

④物 件

区 分	内 容	現在高
行政財産	地 上 権	83.45 m ²
	地 役 権	166.34 m ²
	源 泉 権	31 件

⑤無体財産権

区 分	内 容	現在高
行政財産	著 作 権	57 件
	特 許 権	2 件

⑥有価証券

区 分	現在高
株 券	893,000 千円

⑦出資による権利

区 分	現在高
出 資 証 券	168,256 千円
出 捐 金	3,864,946 千円
合 計	4,033,202 千円

2 公有財産管理事務の体制

(1) 公有財産管理事務の所管

公有財産は、松山市財務会計規則（昭和 39 年規則第 11 号。以下「規則」という。）で財産の分類により所管が定められており、行政財産は事務事業所管課が管理し、普通財産は管財課又は関係課が管理することとされている。（規則第 300 条）

(2) 公有財産管理事務の統括

松山市事務分掌規則（平成 12 年規則第 8 号）により、公有財産の統括維持管理は管財課の所掌事務とされている。

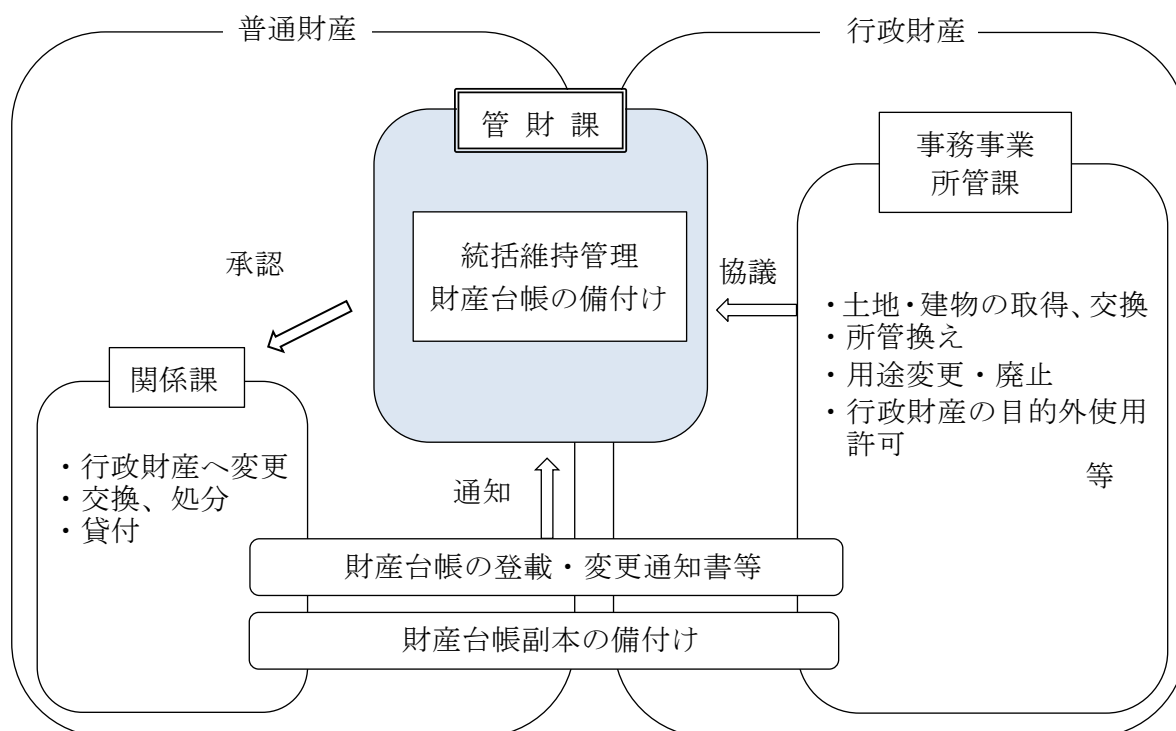
また、管財課長は、公有財産の効率的運用を図り、その取得、管理及び処分の適正を期するため、その事務を統一し、必要な調整統括をしなければならないとされている。（規則第 299 条）

管財課が統括管理する公有財産事務（以下「公有財産統括管理事務」という。）は、次のとおりである。

公有財産統括管理事務一覧

事務の内容	規則
行政財産とする土地・建物取得時等に係る各課からの協議に関する事	第 301 条
普通財産の管理・処分等に関する事務の承認に関する事	第 302 条
財産台帳の登載・変更通知書等に関する事	第 303 条
所管換えに伴う公有財産引継書に関する事	第 304 条
財産台帳の備付け	第 329 条

公有財産管理事務の体制



(3) 公有財産統括管理事務の状況

ア 統括管理事務の運営状況

公有財産について規則第 332 条に掲げる事項を生じたときは、当該公有財産を管理する課の課長は、財産台帳の登載・変更通知書（規則第 105 号様式）により管財課長に通知しなければならない。（規則第 303 条）

また、各課長は公有財産の所管換えをするときは、公有財産引継書（規則第 106 号様式）に必要な事項を記入し、関係書類を添付して所管換えを受ける課の課長及び管財課長に送付しなければならない。（規則第 304 条）

これらの事務の管理のため、管財課では、庁内ポータルサイトの管財課ファイル備品に様式及び記載例等を公開し、管財課所定の様式を表紙として、施設ごとに財産台帳の登載・変更通知書等を提出するよう各課等へ周知を図っている。また、各課等長からの通知書等の提出漏れに対応するため、毎年度出納閉鎖日までに各課等へ文書を通知し提出を促している。

平成 30 年度の財産台帳の登載・変更通知書等の提出漏れへの対応

発 送 日	通 知 文 書
令和元年 5月15日	平成 30 年度 公有財産の異動に伴う通知書の提出について
	内 容・平成 30 年度中の公有財産異動に係る提出書類例 ・異動事由別添付書類例 等

イ 財産台帳の登載・変更通知書の提出状況

平成 30 年度の規則第 332 条に掲げる財産台帳の登載・変更通知書の事項別件数及び財産の種類別の提出状況は次のとおりである。

①財産台帳の登載・変更通知書の事項別件数 (単位：件)

規則第 332 条に掲げる事項		土 地	建 物
(1)	取得したとき。	10	13
	処分したとき。	13	9
(2)	区分または種類の変更があったとき。	8	0
(3)	用途の変更があったとき。	28	2
(4)	増改築、修築、天災事変その他の理由により形質または価格に変動があったとき。	0	2
(5)	土地の分合	15	0
	地目変換	12	0
	地積訂正	10	0
	その他錯誤修正等	11	15
計		107	41

②土地に関する財産台帳の登載・変更通知書の提出状況 (単位：枚)

番号	施 設	変 更 事 項	通知書数
1	小学校跡地	用途廃止、分類替え	1
2	交番	分類替え、地目変換	2
3	他機関宿舍跡地	処分	1
4	住宅	処分	1
5	土地	処分	1
6	共同作業場跡地	取得、分筆、用途廃止 外	6
7	ビーチ	地目変換	4
8	児童クラブ	用途変更	1
9	児童遊園地	取得	4
10	保育園	分合、地積訂正	1
11	墓地	取得	1
12	開発公園	取得	1
13	法定外公共物	用途廃止、処分	2
14	法定外公共物	用途廃止	1
15	法定外公共物	用途廃止	2
16	住宅跡地	用途廃止、分類替え、処分	2
17	住宅跡地	合筆、処分	2
18	住宅跡地	分筆、処分、用途変更 外	6
19	住宅	用途廃止	2
20	土地区画整理事業用地	分筆、地目変換、用途廃止 外	未提出

21	土地区画整理事業用地	分筆、用途廃止、処分	未提出
22	土地区画整理事業用地	分筆・用途廃止・処分	7
23	土地区画整理事業用地	処分	未提出
24	句碑	用途廃止、分類替え	1
25	源泉	面積変更	9
26	消防ポンプ蔵置所	分筆、地目変換、処分	4
27	消防ポンプ蔵置所	用途廃止、処分	2
28	消防ポンプ蔵置所	取得	1
29	小学校跡地	用途廃止	未提出
30	小学校	分筆、地目変換、地積訂正	3
31	公民館・福祉センター	地積訂正、面積訂正	2
32	公民館分館	取得（登載漏れ）	1
33	公民館分館	取得	1
34	給食共同調理場	用途変更	6
計			78

注) 複数事項を1枚の通知書にまとめて提出されている場合があるため、①事項別件数と通知書の枚数は一致しない。

③建物に関する財産台帳の登載・変更通知書の提出状況 (単位：枚)

番号	施設	変更事項	通知書数
1	住宅	処分	1
2	コミュニティ施設	錯誤（面積訂正）	4
3	ふれあいセンター	錯誤（処分日）	1
4	ふれあいセンター	改築、処分	2
5	児童クラブ	用途変更	1
6	福祉センター	用途変更	1
7	防災備蓄倉庫	用途変更	未提出
8	児童クラブ	新築	1
9	児童クラブ	新築	1
10	廃棄物最終処分場	新築	1
11	住宅	処分	1
12	団地	新築	4
13	散歩道	新築	1
14	共同作業所	処分	1
15	資機材倉庫	処分	1
16	ポンプ蔵置所	処分	2
17	蔵置所	新築	1
18	体育倉庫	新築、処分	2
19	集会所	処分	1
20	公民館	錯誤（住所 外）	4
21	公民館集会所	錯誤（住所）	4
22	公民館	錯誤（面積）	1
23	公民館集会所	錯誤（面積）	1
24	小学校	増築	1
25	公民館集会所	新築	1
26	ビーチ施設	取得	1
27	漁港海岸施設	取得	1
計			41

ウ 公有財産引継書の提出状況

平成 30 年度の公有財産引継書の提出状況は次のとおりである。

所管換え事由	土地	建物
行政財産の所管換え	14	18
普通財産への分類替え (管財課へ)	3	0
市道敷地への変更 (道路管理課へ)	7	
計	24	18

公有財産統括管理事務の状況について次のような点が見受けられた。

【要望事項】

①管財課長に通知すべき事項の記載方法等について

公有財産を管理する課の課長は、松山市財務会計規則第 303 条により同規則第 332 条各号に掲げる事項を生じたときは、財産台帳の登載・変更通知書により管財課長に通知しなければならないが、提出されていないものが見受けられた。また、提出されているものについても、行政財産を用途廃止し、普通財産に分類替えしたときの所管先などが明確でないものが見られた。これらは、その他添付書類により管財課で内容確認されているものではあるが、所管課へ規則に沿った手続きの指導を行うとともに、行政財産と普通財産の取扱いは地方自治法の適用を受け、公有財産管理の根幹ともなることから、分類替えに当たっては所管課と確認を図られたい。

また、同規則第 304 条により公有財産の所管換えを行う場合に、所管換えをする課と所管換えを受ける課の意思決定書類となる起案文書の写しが添付されていないものが見受けられた。起案文書の写しは管財課が各課に提出するよう通知しているものであり、公有財産引継書のみでは所管替えを受ける課の意思確認が行えないことから、統括部署である管財課においては確認を徹底されたい。

さらに、用途変更等の所管換えに伴い生じる変更後の用途や名称等について、現状では所管課それぞれの方法により通知している状況であるため、変更後の用途等が不明確なものも見受けられた。それらについては統括部署の負担により整理し対応している状況と思量するため、所管課に事案ごとの記載方法を例示し提出を指導することなどにより、統括部署の事務効率の向上を図るとともに、所管課の所管財産に係る管理意識を高められたい。

3 公有財産台帳の管理

(1) 統括部署の管理

ア 公有財産台帳の規定

管財課長は、公有財産の状況を把握するため、公有財産の種類に従い、地目、地積その他必要な事項を記載した台帳を備えなければならない。(規則第 329 条第 1 項)

台帳については、次のように規定されている。

①新たに登載する場合の台帳価格 (規則第 330 条)

区 分	価 格
買入に係るもの	買入価格
交換に係るもの	交換当時における評定価格

収用に係るもの	補償金額
その他の方法に係るもの	
土地	類似の土地の時価を考慮して算定した額
建物、立木及び動産	建築又は製造に要した費用の額または見積価格
公債及び社債その他出資による権利	払込金額又は出資金額

②台帳価格の改訂（規則第 331 条）

公有財産台帳の価格は昭和 39 年度及び昭和 39 年度から起算して 3 年ごとに適正な時価により評定した価格に改訂しなければならない。

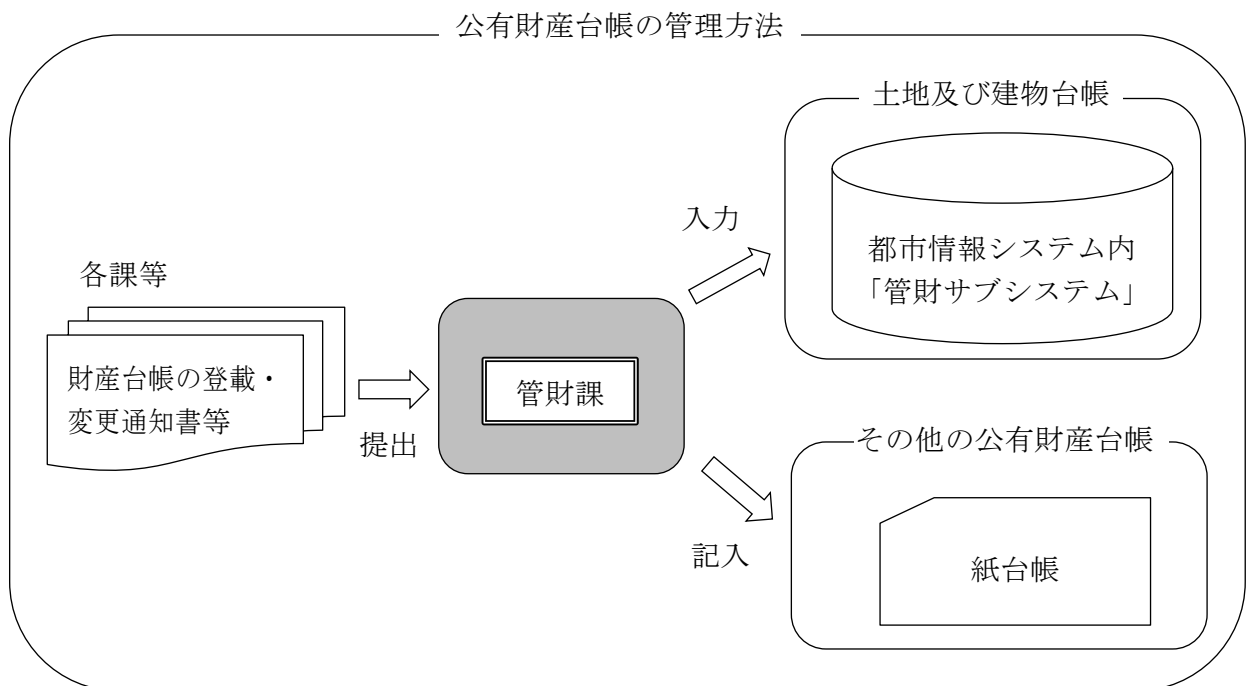
③台帳記載事項の変更（規則第 332 条）

公有財産に取得、処分等の変更が生じたときは、ただちにその理由、年月日、その他必要な事項を台帳に記載しなければならない。

イ 公有財産台帳の管理方法

本市の公有財産台帳は、各課等から財産台帳の登載・変更通知書等の提出を受けた後、管財課で台帳の変更作業を行っている。

台帳は、土地及び建物についてはシステム化されており、都市情報システム内にサブシステムとして作成した「管財サブシステム」に入力を行うことにより管理している。その他の公有財産については、従来からの紙台帳により管理している。



ウ 土地及び建物台帳

土地及び建物台帳は、台帳記載事項の変更入力を当該年度の出納閉鎖後に一括して実施している。

これは、管財サブシステムによる土地及び建物台帳のデータは、当該年度の出納閉鎖後に作成する「財産に関する調書」の基礎データとなるため集計作業が必要であるが、現状のシステムでは、年度途中で更新作業を行った場合、集計に支障をきたすおそれが

あることによる。

また、国土調査が実施された地域においては当該地域内施設の地積訂正に係る変更等が生じるが、変更の確認に当たり法務局での調査が必要となるため、各課等が個別に対応することは困難との判断から管財課が一括して対応しており、これらに係る変更入力についても出納閉鎖後に一括して実施している。

平成 30 年度 土地及び建物台帳記載事項の変更施設件数

内 容	件 数
財産台帳の登載・変更通知書等による変更	120 件
国土調査による変更等（管財課一括対応分）	83 件

エ その他の公有財産台帳

土地及び建物以外の公有財産台帳は、古くは昭和 40 年代とする紙台帳により現在も引き続き管理している。しかしながら、財産に関する調書作成時にデータが必要とされることから、データについても作成のうえ管理している。

公有財産台帳に係る統括部署の管理状況について次のような点が見受けられた。

【要望事項】

②台帳価格における規定との整合性について

松山市財務会計規則第 330 条により、土地を新たに財産台帳に登載する場合の価格として、買入、交換、収用以外の場合は類似の土地の時価を考慮して算定した額とされているが、寄附により取得したものについて価格が算定されていない状況が見受けられた。また、同規則第 331 条に定める台帳価格の改定について規定のとおり改訂されていない状況が見受けられた。同条には昭和 39 年という表記も見られるため、固定資産台帳が整備されている現状に鑑みて公有財産事務について改めて検討し、規定との整合性を図られたい。

③財産台帳の記載について

システムを利用した土地及び建物台帳について、記載事項の誤りは見られなかったものの、台帳上の分類が行政財産のまま処分されたこととなっているものや変更事由、通知日等が空欄のものなど一部において台帳管理が適切にされていない状況が見受けられた。これは一括して入力作業等を実施する現状の事務処理方法に起因するところと思料する。また、この方法は、公有財産の変更が生じたときは、ただちにその理由等を台帳に記載しなければならないとする松山市財務会計規則第 332 条の規定にも沿っていない。

財産台帳は、公有財産の状況を把握するため備えなければならないとされていることから、規定に沿った管理を行われたい。

④無体財産権について

無体財産権について、特定の事業で使用するデザインに係る著作権で、他に貸付け等の使用が想定されないものが財産登載されている状況が見受けられた。

著作権法による著作権は、要件に該当する著作物について生じるため、地図、プログラム等も対象となるものであるが、それら全てを公有財産とするかは著作物の持つ価値により判断されるところと思料する。本市においては無体財産権の明確な規定がないため、財産登載

は各課等の判断に委ねるところもあるが、登載された財産は善良な注意をもって管理し、最も効率的に使用する義務が生じることから、統括部署である管財課において一定の基準により判断されたい。

また、無体財産権として管理するに当たり、著作権は、死亡、公表、創作の翌年の1月1日を起算日として保護期間が70年とされているところ、起算日の確認できる書類が添付されていない状況が見受けられたため、今後は確認のうえ管理されたい。

さらに、「財産に関する調書」において、無体財産権は行政財産に分類されているが、著作権の中には契約により使用許諾しているものも見られることから、所管課への確認を行い普通財産への分類替えが必要なものについては台帳記載事項を変更されたい。

(参 考)

1 中核市の無体財産権の状況

無体財産権の状況について、中核市に調査を行った結果は次のとおりである。

(1) 管理状況

中核市57市中、無体財産権を管理する市は37市であった。

無体財産権にかかる状況について

区 分	あり	なし
平成29年度及び30年度の無体財産権の有無	37市	20市

(資料) 中核市調査結果

(2) 無体財産権の状況

管理する中核市37市を合計した無体財産権の状況は次のとおりである。

最も件数が多いのは著作権で、続いて商標権である。

無体財産権の権利別合計件数

(単位：件)

著作権			商標権			その他		
29年度	30年度	増減数	29年度	30年度	増減数	29年度	30年度	増減数
441	473	32	191	204	13	34	34	0

(資料) 中核市調査結果

注) その他は、育成者権、植物特許、特許権等

(3) 職員が職務上創作した著作物に係る著作権

職員が職務上創作した著作物に係る著作権の財産登載の状況は次のとおりである。

中核市37市中、2市において登載しており、著作物は、1市が職員のデザインによるマスコットキャラクターである。もう1市は災害時に備えた被災者支援プログラムであり、使用許諾により近隣の自治体に無償で使用を認めている。

職員が職務上創作した著作物に係る著作権を無体財産権としているもの

著作物	件数
マスコットキャラクター	1件
ソフトウェア	1件

(資料) 中核市調査結果

(2) 各課等の管理

ア 財産台帳の副本

各課長はその管理に属する公有財産について財産台帳の副本（以下「副本」という。）を備えなければならないとされている。（規則第 329 条第 3 項）

イ 副本の管理状況

各課等の副本の管理状況について、関係課のうちから 7 課等を抽出し調査したところ、土地及び建物台帳については調査対象課等（以下「対象課等」という。）7 課等全てにおいて管理されていた。

①土地及び建物台帳副本の管理状況

対 象 課 等	管 理	
	している	していない
市民参画まちづくり課 外 6 課等	7 課等	0 課

(Ⅱ) 基金の管理について

1 本市の基金

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。(法 241 条第 1 項)

本市では、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金（以下「積立基金」という。）として、財政調整基金を始めとする 18 基金、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金（以下「運用基金」という。）として、土地開発基金及び教育文化施設資料購入基金の 2 基金を設置し管理している。

各基金の設置年及び目的は次のとおりである。

①積立基金

基金名	設置年	設置目的
財政調整基金	昭和 47 年(条例第 7 号)	財政の健全な運営に資することを目的とする。
減債基金	平成元年(条例第 42 号)	市債の償還及び市債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資することを目的とする。
消防基金	昭和 39 年(条例第 24 号)	消防施設整備等に充てることを目的とする。
道後温泉事業施設整備基金	昭和 56 年(条例第 11 号)	道後温泉事業施設の整備に要する経費に充てることを目的とする。
競輪収益積立金	昭和 63 年(条例第 16 号)	競輪事業の収益金を積み立て、これを義務教育施設その他の公共施設及び競輪場施設の整備費等に充てることを目的とする。
松山城山索道事業施設等整備基金	平成 2 年(条例第 7 号)	松山城山索道事業施設その他松山城関連施設の整備に要する経費に充てることを目的とする。
水源の森基金	平成 11 年(条例第 4 号)	水道水を将来にわたり安定的に確保することを目的に、本市の水道水源のかん養機能を高め、水源地域の活性化を図るとともに、新たな水源の確保に資することを目的とする。
国民健康保険事業運営基金	平成 11 年(条例第 9 号)	国民健康保険事業の健全な財政運営に資することを目的とする。
21 世紀松山創造基金	平成 12 年(条例第 8 号)	21 世紀にふさわしい個性ある日本一のまちづくりを推進する目的で、地球にやさしい都市政策・環境政策等に必要な財源を確保することを目的とする。
のびのび教育推進基金	平成 12 年(条例第 12 号)	市民と行政が一体となった教育の諸施策の推進に資することを目的とする。
介護保険事業運営基金	平成 12 年(条例第 30 号)	介護保険事業の健全な財政運営に資することを目的とする。
城山公園整備基金	平成 12 年(条例第 44 号)	城山公園の整備に要する費用の財源を確保することを目的とする。

観光開発等産業活性化基金	平成12年(条例第48号)	観光振興及び健全な産業の振興を促進することを目的とする。
市民活動推進基金	平成17年(条例第59号)	市民活動の推進に資することを目的とする。
合併振興基金	平成18年(条例第8号)	市民の連帯の強化又は地域振興に要する経費の財源に充てることを目的とする。
都市緑化基金	平成18年(条例第15号)	緑化を将来にわたり推進し、緑化水準を高め、市民の生活環境の向上に寄与することを目的とする。
競輪施設等改善事業基金	平成25年(条例第22号)	競輪事業に供する施設等の改善に係る事業の資金に充当し、競輪事業の健全な運営に資することを目的とする。
森林環境整備基金	令和元年(条例第28号)	森林を適切に整備し、及び管理するとともに、林業の振興を総合的に推進することを目的とする。

②運用基金

基金名	設置年	設置目的	基金の額
土地開発基金	昭和44年(条例第30号)	公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかることを目的とする。	10億円
教育文化施設資料購入基金	昭和52年(条例第34号)	資料をあらかじめ購入することにより、教育文化事業を円滑かつ効率的に行うことを目的とする。	3億円

2 基金の管理体制

(1) 基金管理事務の所管

基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続き、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。(法第241条第7項)

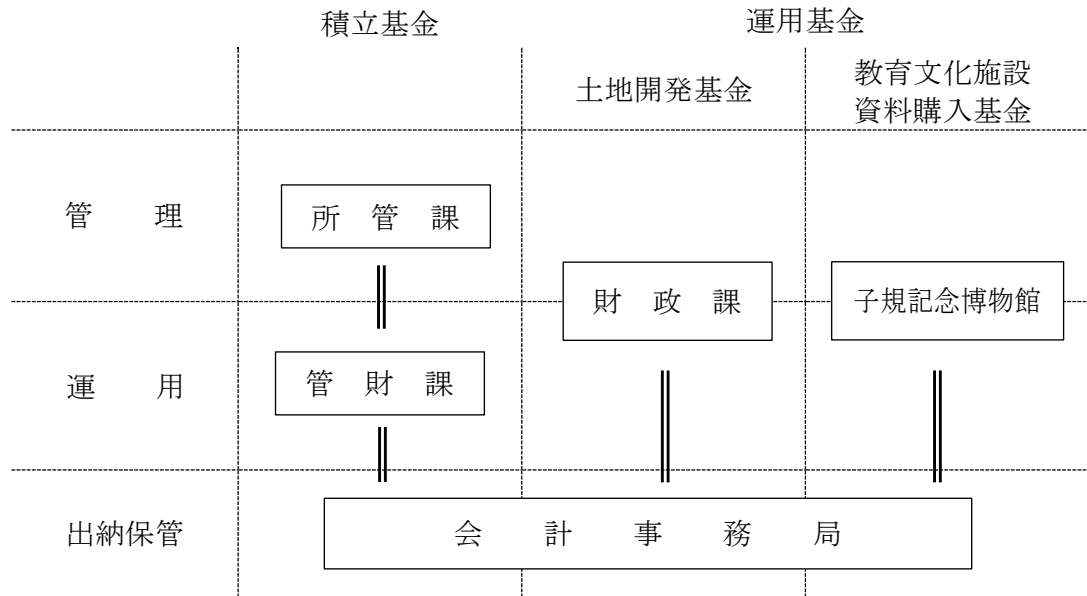
本市では、基金管理事務の分掌について、土地開発基金が松山市事務分掌規則により財政課の所掌事務とされていることを除いては特に規定されていない。

現状として、積立基金は、主に基金の目的とする事務を所掌する課等(以下「所管課」という。)により管理され、管財課が運用している。

運用基金は、土地開発基金は財政課、教育文化施設資料購入基金は所管課を文化財課子規記念博物館として管理運用されている。

また、基金現金の出納保管については歳計現金の例により会計事務局が行っている。

基金の管理体制

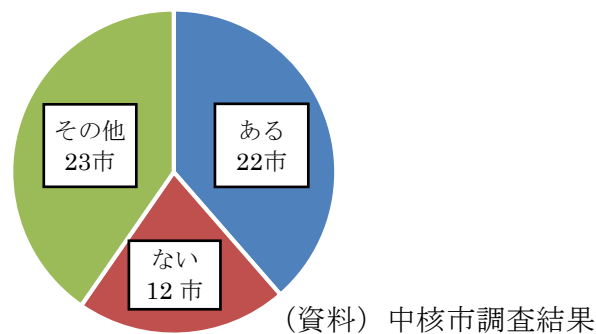


(2) 中核市の基金管理事務の状況

基金管理事務の統括部署の有無について中核市 57 市に調査を行った。結果は次のとおりである。

統括部署がある課は 22 市、ない課は 12 市、その他と回答した課は 23 市であり、その他とした理由として、予算管理は財政課で行い、運用管理は会計課等の部署で行っているとする回答が多かった。

基金管理事務の統括部署の有無



統括部署があると回答した中核市 22 市の統括部署の状況は次のとおりである。そのうち、総括部署を事務分掌規則等で規定している市は 16 市であった。

基金管理事務の統括部署の状況

財政課	管財課 (財産管理課)	その他	計	(左の内事務分掌等に 規定している市)
13 市	6 市	3 市	22 市	(16 市)

注) その他は財務室、行政改革課、行政管理課

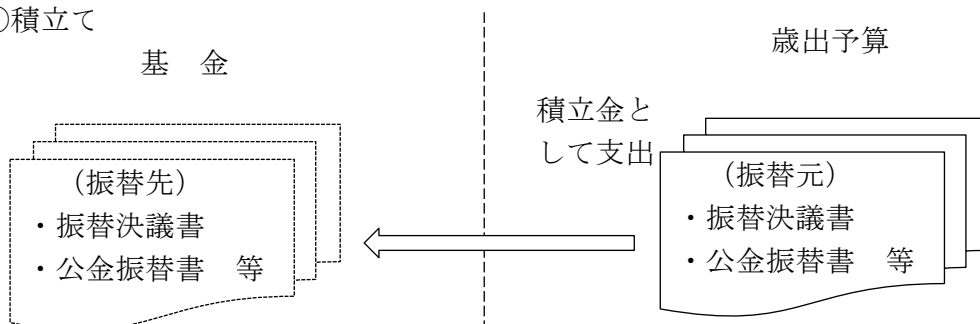
3 基金の管理事務

(1) 基金の事務手続き

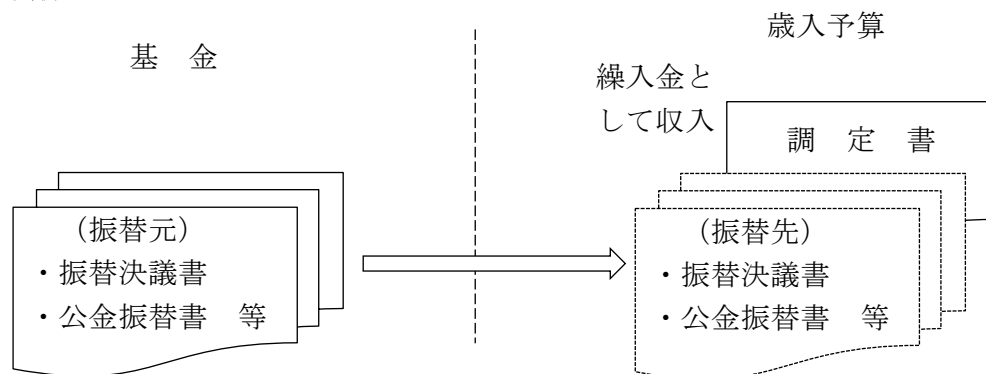
本市では基金の事務手続きについては特に規定がない。

積立て及び取崩しに係る事務手続きは、収入と支出相互間の振替を要するときとして、規則を適用し振替決議書により行っている。(規則第 60 条第 2 項)

① 積立て



② 取崩し

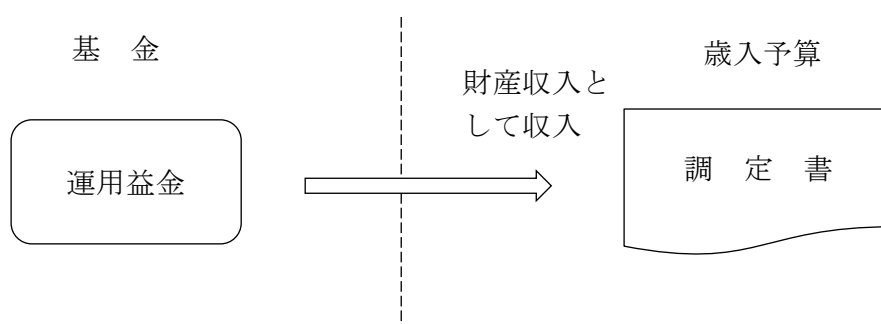


(2) 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。(法第 241 条第 4 項)

基金の運用から生ずる収益(以下「運用益金」という。)の処理について、積立基金の運用益金は、一般会計は管財課、特別会計は各基金の所管課により各会計歳入予算に編入され、その後、それぞれの基金条例に従い処理される。

運用基金の運用益金は、所管課により一般会計歳入予算に編入される。



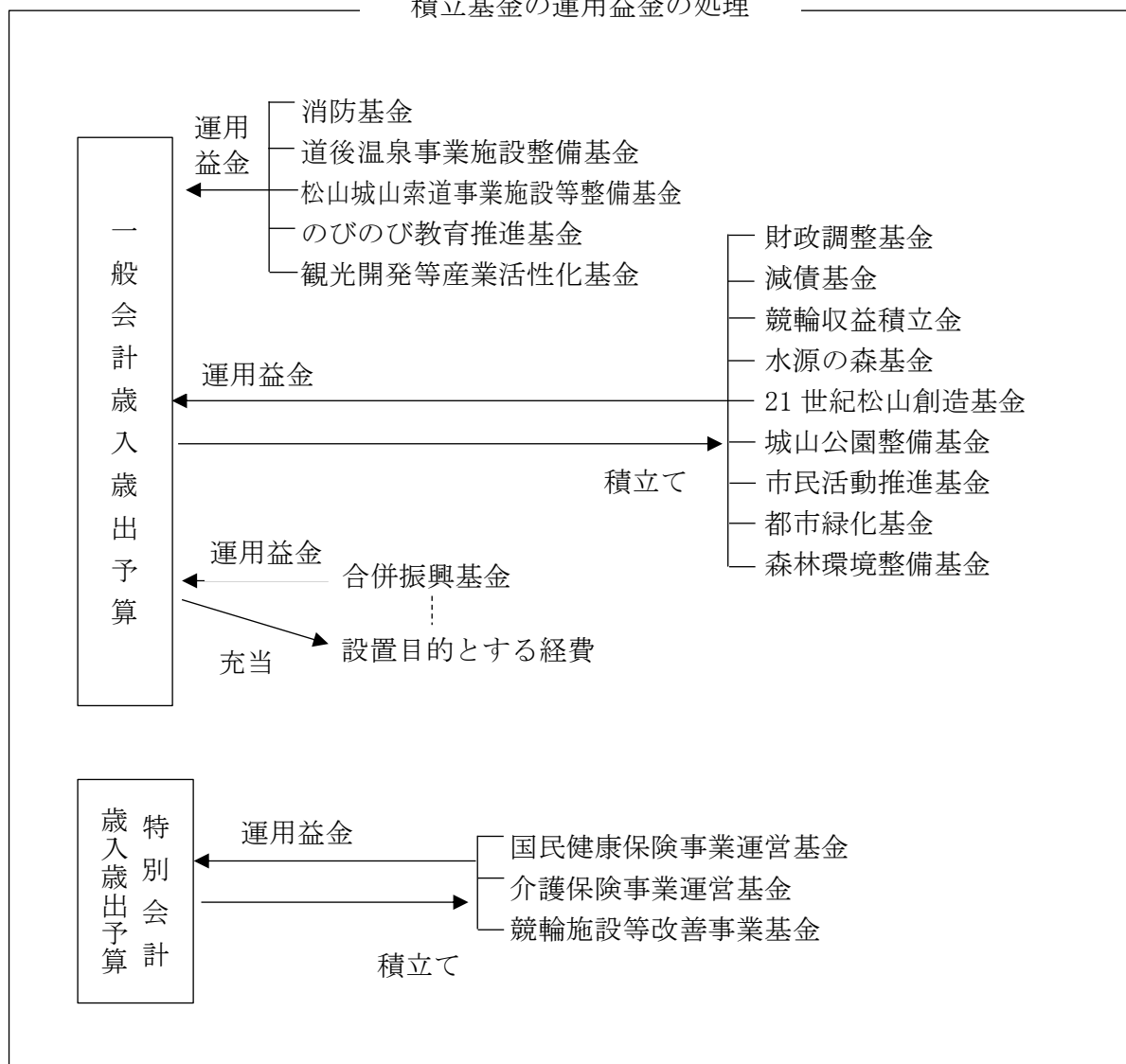
平成 30 年度 基金運用益金の状況

(単位：千円)

基金名	積立基金		運用基金	合計
	一般会計	特別会計	一般会計	
	財政調整基金 外 13 基金	国民健康保険事業 運営基金 外 2 基金	土地開発基金及 び教育文化施設 資料購入基金	
運用益金	75,148	718	753	76,620

注) 千円未満四捨五入のため合計額は一致しない。

積立基金の運用益金の処理



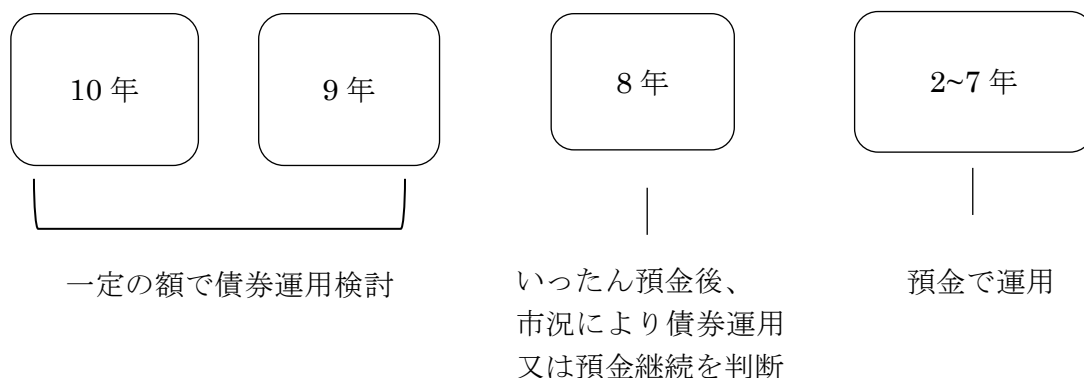
(3) 基金の運用

基金の運用は、財政課、会計事務局、管財課 3 課協議により決定された「基金等に関する運用計画」により行われている。

市場の低金利の中、有効な資産活用を図るため、令和元年度から運用計画の変更が行われた。これにより、従来の基金別の運用管理から管財課による一括管理方式とされ、各基金の取崩し需要等の計画から運用可能年限により運用計画が図られることとなった。

運用可能年限別の運用計画の状況は次のとおりである。

基金の運用計画



4 積立基金の状況

(1) 地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査

ア 市町村の積立基金の状況

平成 30 年版地方財政白書において、地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果（以下「総務省調査」という。）が取りまとめられた。

当該調査は、全ての地方公共団体の定額運用基金を除く全ての積立基金（財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金）を対象として行われたものであり、基金の種類ごとに平成 18 年度末と平成 28 年度末の残高の状況等を調査したものである。

平成 18 年度末と平成 28 年度末の地方公共団体のうち市町村の基金残高を比較すると、4.8 兆円の増加であり増減率は 49.8%となっている。このうち、財政調整基金は 2.6 兆円、減債基金は 0.3 兆円、その他積立基金（以下「特定目的基金」という。）は 1.9 兆円増加している。

また、平成 18 年度末と平成 28 年度末の市町村の区分別の基金残高を比較すると、政令指定都市・中核市は 0.5 兆円の増加であり増減率は 27.5%となっている。

市町村の基金残高の変動状況

① 基金別の状況

区 分	平成 28 年度	平成 18 年度	増 減 額	増減率
基金総額	14 兆 5,690 億円	9 兆 7,254 億円	4 兆 8,453 億円	49.8%
財政調整基金	5 兆 9,649 億円	3 兆 3,404 億円	2 兆 6,245 億円	78.6%
減債基金	1 兆 4,096 億円	1 兆 686 億円	3,410 億円	31.9%
特定目的基金	7 兆 1,945 億円	5 兆 3,165 億円	1 兆 8,780 億円	35.3%

注) 出典：総務省「基金の積立状況等に関する調査結果」

②区分別等の状況

区 分	平成 28 年度	平成 18 年度	増 減 額	増減率
基金総額	14 兆 5,690 億円	9 兆 7,254 億円	4 兆 8,453 億円	49.8%
政令指定都市・ 中核市(68 団体)	2 兆 1,246 億円	1 兆 6,665 億円	4,581 億円	27.5%
その他の市 (723 団体)	6 兆 6,356 億円	4 兆 962 億円	2 兆 5,395 億円	62.0%
町村(927 団体)	3 兆 746 億円	1 兆 7,778 億円	1 兆 2,968 億円	72.9%
特 別 区	1 兆 7,448 億円	1 兆 906 億円	6,542 億円	60.0%
一部事務組合等 (1,320 団体)	9,893 億円	1 兆 943 億円	△1,050 億円	△9.6%

注) 出典：総務省「基金の積立状況等に関する調査結果」

イ 本市の状況

調査における本市の状況は次のとおりである。

平成 18 年度末と平成 28 年度末の基金残高を比較すると、60 億 3 千万円の増加となっている。財政調整基金は 19 億円、特定目的基金は 62 億 1 千万円の増加し、減債基金は 20 億 8 千万円減少している。

また、平成 18 年度末と平成 28 年度末の基金残高の増減率は 15.2%となっている。

基金別の状況

区 分	平成 28 年度	平成 18 年度	増 減 額	増減率
基金総額	458 億 200 万円	397 億 7,200 万円	60 億 3,000 万円	15.2%
財政調整基金	178 億円	159 億円	19 億円	11.9%
減債基金	76 億 5,000 万円	97 億 3,000 万円	△20 億 8,000 万円	△21.4%
特定目的基金	203 億 5,200 万円	141 億 4,200 万円	62 億 1,000 万円	43.9%

注) 出典：総務省「基金の積立状況等に関する調査結果」

(2) 積立基金の活用状況

本市の積立基金の過去 5 年間の活用状況は次のとおりである。なお、本調査での基金残高は、各年度出納閉鎖日の 5 月 31 日現在とする。

ア 財政調整基金

①基金の推移

(単位：千円)

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
前年度末現在高	19,500,000	19,500,000	18,200,000	17,800,000	17,300,000	
積立額	歳計剰余金	1,500,000	1,300,000	1,300,000	1,200,000	1,300,000
	一般会計から	100,000	100,000	1,000,000	1,000,000	700,000
	(うち運用益金)	(39,943)	(37,852)	(34,893)	(25,768)	(28,564)

取崩額	一般会計へ	1,600,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	1,500,000
当年度末現在高		19,500,000	18,200,000	17,800,000	17,300,000	17,800,000
財政調整基金比率		18.5%	17.1%	16.8%	16.3%	16.7%

②概要

財政調整基金は、本市財政の健全な運営に資することを目的としたものである。

総務省調査では市町村の財政調整基金の伸びが大きかったが、本市においては「健全な財政運営のガイドライン」に定める標準財政規模の10%以上は確保しているものの、過去5年間の推移においてはむしろ減少傾向にある。

イ 減債基金

①基金の推移

(単位：千円)

年 度		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
前年度末現在高		9,410,000	10,170,000	10,330,000	10,350,000	9,930,000
積立額	一般会計から	600,000	600,000	600,000	600,000	300,000
	(うち運用益金)	(29,369)	(38,188)	(64,071)	(18,468)	(17,521)
	公債管理会計から	720,000	720,000	580,000	440,000	300,000
取崩額	一般会計へ	0	600,000	600,000	900,000	0
	公債管理会計へ	560,000	560,000	560,000	560,000	560,000
当年度末現在高		10,170,000	10,330,000	10,350,000	9,930,000	9,970,000

②概要

減債基金は、市債の償還及び市債の適正な管理に必要な財源確保と、将来にわたる財政の健全運営を目的としたものである。

ウ 特定目的基金

①基金の推移

(単位：千円)

基金名	平成 30 年度 基金残高	活用状況(取崩額)				
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
消 防 基 金	275,950	0	71,950	60,000	45,200	0
	充当事業等	高規格救急自動車更新費、消防署改修工事費 等				
道後温泉事業 施設整備基金	931,378	58,000	99,000	481,600	34,200	127,000
	充当事業等	椿の湯施設整備事業、道後温泉本館保存修理事業 等				
競 輪 収 益 積 立 金	581,779	0	0	0	0	0
	充当事業等					

松山城山索道事業施設等整備基金	332,100	0	0	0	0	0
充当事業等						
水源の森基金	625,143	56,582	58,982	58,256	58,315	52,598
充当事業等	新たな水源涵養林事業					
国民健康保険事業運営基金	2,044	0	0	0	0	0
充当事業等						
21世紀松山創設基金	10,903,484	11,000	13,560	506,787	152,688	7,003
充当事業等	松山赤十字病院整備補助事業、小中学校太陽光発電システム設置事業 等					
のびのび教育推進基金	427,700	600,000	2,312,600	236,800	135,500	0
充当事業等	小中学校及び幼稚園耐震化事業 等					
介護保険事業運営基金	2,417,210	0	0	0	0	0
充当事業等						
城山公園整備基金	1,036,940	0	0	0	0	0
充当事業等						
観光開発等産業活性化基金	2,719,045	100,000	100,000	215,500	10,000	10,933
充当事業等	松山市企業立地促進奨励金事業 等					
市民活動推進基金	31,897	4,795	4,355	5,209	4,262	5,075
充当事業等	市民活動推進事業					
合併振興基金	4,000,000	0	0	0	0	0
充当事業等						
都市緑化基金	438,662	14,746	15,450	15,571	14,305	0
充当事業等	都市緑化推進事業					
競輪施設等改善事業基金	1,011,411	0	0	0	320,000	0
充当事業等	多目的競技場ナイター照明設備更新工事費					

注) 森林環境整備基金（令和元年条例第28号）は実績がないため除く。

特定目的金のうち、過去5年間の推移において、基金残高に対し活用状況が少ない若しくは活用がない基金の状況は次のとおりである。

(ア) 競輪収益積立金

①基金の推移

(単位：千円)

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
前年度末現在高	580,333	580,646	580,960	581,277	581,548
積立額 (運用益金)	313	313	317	272	230
取崩額	0	0	0	0	0
当年度末現在高	580,646	580,960	581,277	581,548	581,779

②基金の概要

競輪収益積立金は、競輪事業の収益金を積み立て、義務教育施設その他の公共施設及び競輪場施設の整備費等に充てるため設置された基金であるが、過去5年間の推移においては運用益金が積み立てられているのみとなっており、取崩し実績はない。しかしながら、平成22年度には、予定していたGⅢ記念競輪が東日本大震災の発生で開催中止となったことによる収益減を本基金で補填した実績がある。

③今後の計画

今後も災害時等の開催不能により損益が生じた場合に備え、現状の基金現在高を維持する方針である。

(イ) 松山城山索道事業施設等整備基金

①基金の推移

(単位：千円)

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
前年度末現在高	332,100	332,100	332,100	332,100	332,100
積立額	0	0	0	0	0
取崩額	0	0	0	0	0
当年度末現在高	332,100	332,100	332,100	332,100	332,100

②基金の概要

松山城山索道事業施設等整備基金は、松山城山索道事業施設その他松山城関連施設の整備に要する経費に充てるため設置された基金であるが、平成19年度にそれまでの松山城山索道事業特別会計及び松山城管理事業特別会計を統合し、松山城観光事業特別会計を設置して以降、積立て及び取崩し実績はない。

③今後の計画

今後松山城天守などの大改修や索道施設の大規模更新を行う際の経費に充てる予定とのことであるが、具体の計画はない。

(ウ) 介護保険事業運営基金

①基金の推移

(単位：千円)

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
前年度末現在高	1,322,038	1,422,596	1,485,522	1,715,364	2,157,495	
積立額	介護会計から	100,559	62,926	229,842	442,131	259,715
	(うち運用益金)	(566)	(601)	(650)	(530)	(448)
取崩額	0	0	0	0	0	
当年度末現在高	1,422,596	1,485,522	1,715,364	2,157,495	2,417,210	

②基金の概要

介護保険事業運営基金は、介護保険事業の健全な財政運営のため介護保険事業特別会計の繰越金から積み立てられているものであるが、過去 5 年間の推移においては取崩し実績がない。

③今後の計画

第 7 期松山市介護保険事業計画により、計画策定時の基金残高について全額取崩し予定である。

(エ) 城山公園整備基金

①基金の推移

(単位：千円)

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
前年度末現在高	1,026,092	1,031,343	1,033,999	1,035,003	1,035,983
積立額 (運用益金)	5,251	2,656	1,004	980	957
取崩額	0	0	0	0	0
当年度末現在高	1,031,343	1,033,999	1,035,003	1,035,983	1,036,940

②基金の概要

城山公園整備基金は、城山公園の整備に要する費用の財源を確保するため設置された基金であるが、過去 5 年間の推移においては条例に基づく運用益金の積立てのみとなっている。

③今後の計画

今後、城山公園第 2 期整備工事費等に活用予定である。

(才) 合併振興基金

①基金の推移

(単位：千円)

年 度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
前年度末現在高	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
積立額	0	0	0	0	0
取崩額	0	0	0	0	0
当年度末現在高	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000
(運用益金)	(88,000)	(88,241)	(268)	(3,060)	(3,060)

②基金の概要

合併振興基金は、本市市民の連帯の強化又は地域振興に要する経費の財源に充てるため設置された基金で、合併特例債を主たる財源とした果実運用型の基金であったが、平成 18 年に取扱いが変更され、合併特例債の償還範囲内での取崩しが可能となっている。

運用益金は設置目的とする風早レトロタウン構想促進事業等に充当されている。

③今後の計画

合併建設計画の計画期間内は、引き続き果実運用を行う予定である。

積立基金の活用状況について次のような点が見受けられた。

【要望事項】

⑤基金の計画的な管理運用について

松山城山索道事業施設等整備基金について、活用に係る具体の計画がないまま長期にわたり据え置かれている状況が見受けられた。当該基金と関連する松山城観光事業特別会計においては毎年度繰越金が増大している。

本市においては基金の管理は基金所管課とされているものの、使途等が他所属にわたる基金もあることや、基金活用は予算措置に受ける影響が大きいことから、財政課においては基金の活用について所管課と検討のうえ計画的な管理運用に努められたい。

要望事項

以上が、「公有財産及び基金の管理について」の概要である。今後の事務の執行に際しては、下記の事項に留意されたい。

①管財課長に通知すべき事項の記載方法等について（7 ページ）

公有財産を管理する課の課長は、松山市財務会計規則第 303 条により同規則第 332 条各号に掲げる事項を生じたときは、財産台帳の登載・変更通知書により管財課長に通知しなければならないが、提出されていないものが見受けられた。また、提出されているものについても、行政財産を用途廃止し、普通財産に分類替えしたときの所管先などが明確でないものが見られた。これらは、その他添付書類により管財課で内容確認されているものではあるが、所管課へ規則に沿った手続きの指導を行うとともに、行政財産と普通財産の取扱いは地方自治法の適用を受け、公有財産管理の根幹ともなることから、分類替えに当たっては所管課と確認を図られたい。

また、同規則第 304 条により公有財産の所管換えを行う場合に、所管換えをする課と所管換えを受ける課の意思決定書類となる起案文書の写しが添付されていないものが見受けられた。起案文書の写しは管財課が各課に提出するよう通知しているものであり、公有財産引継書のみでは所管替えを受ける課の意思確認が行えないことから、統括部署である管財課においては確認を徹底されたい。

さらに、用途変更等の所管換えに伴い生じる変更後の用途や名称等について、現状では所管課それぞれの方法により通知している状況であるため、変更後の用途等が不明確なものも見受けられた。それらについては統括部署の負担により整理し対応している状況と史料するため、所管課に事案ごとの記載方法を例示し提出を指導することなどにより、統括部署の事務効率の向上を図るとともに、所管課の所管財産に係る管理意識を高められたい。

②台帳価格における規定との整合性について（9 ページ）

松山市財務会計規則第 330 条により、土地を新たに財産台帳に登載する場合の価格として、買入、交換、収用以外の場合は類似の土地の時価を考慮して算定した額とされているが、寄附により取得したものについて価格が算定されていない状況が見受けられた。また、同規則第 331 条に定める台帳価格の改定について規定のとおり改訂されていない状況が見受けられた。同条には昭和 39 年という表記も見られるため、固定資産台帳が整備されている現状に鑑みて公有財産事務について改めて検討し、規定との整合性を図られたい。

③財産台帳の記載について（9 ページ）

システムを利用した土地及び建物台帳について、記載事項の誤りは見られなかったものの、台帳上の分類が行政財産のまま処分されたこととなっているものや変更事由、通知日等が空欄のものなど一部において台帳管理が適切にされていない状況が見受けられた。これは一括して入力作業等を実施する現状の事務処理方法に起因するところと史料する。また、この方法は、公有財産の変更が生じたときは、ただちにその理由等を台帳に記載しなければならないとする松山市財務会計規則第 332 条の規定にも沿っていない。

財産台帳は、公有財産の状況を把握するため備えなければならないとされていることから、規定に沿った管理を行われたい。

④無体財産権について（9 ページ）

無体財産権について、特定の事業で使用するデザインに係る著作権で、他に貸付け等の使

用が想定されないものが財産登載されている状況が見受けられた。

著作権法による著作権は、要件に該当する著作物について生じるため、地図、プログラム等も対象となるものであるが、それら全てを公有財産とするかは著作物の持つ価値により判断されるところと思料する。本市においては無体財産権の明確な規定がないため、財産登載は各課等の判断に委ねるところもあるが、登載された財産は善良な注意をもって管理し、最も効率的に使用する義務が生じることから、統括部署である管財課において一定の基準により判断されたい。

また、無体財産権として管理するに当たり、著作権は、死亡、公表、創作の翌年の1月1日を起算日として保護期間が70年とされているところ、起算日の確認できる書類が添付されていない状況が見受けられたため、今後は確認のうえ管理されたい。

さらに、「財産に関する調書」において、無体財産権は行政財産に分類されているが、著作権の中には契約により使用許諾しているものも見られることから、所管課への確認を行い普通財産への分類替えが必要なものについては台帳記載事項を変更されたい。

⑤基金の計画的な管理運用について（23ページ）

松山城山索道事業施設等整備基金について、活用に係る具体の計画がないまま長期にわたり据え置かれている状況が見受けられた。当該基金と関連する松山城観光事業特別会計においては毎年度繰越金が増大している。

本市においては基金の管理は基金所管課とされているものの、用途等が他所属にわたる基金もあることや、基金活用は予算措置に受ける影響が大きいことから、財政課においては基金の活用について所管課と検討のうえ計画的な管理運用に努められたい。

むすび

今回の行政監査のテーマは「公有財産及び基金の管理について」であるが、これは、令和2年度から都道府県及び政令指定都市に導入される内部統制制度を見据え、財産管理事務に重点を置き実施したものである。

公有財産の管理では、管財課を統括部署とし規定は整えられているが、一部の事務で効率に課題があり、規定に沿わない運用がされている状況が見られた。ICT（情報通信技術）への対応は、内部統制の目的を達成するための基本的要素の一つとされている。効果的なICTの活用による業務効率の向上が望まれる。

基金の管理では、本市では取扱いに係る明確な規定がないため、統制活動への不安が残るものの、それぞれの所管で一定の管理がされていた。特に運用において、低金利市場の中、少しでも効果的な運用のため、令和元年度から一括運用を採用し取り組んでいることは評価できるものである。しかしながら、一部の基金において有効に活用されていない状況がみられた。

令和2年度の歳入歳出予算は過去最大規模で計上されている。基金額に基準はないものの、増え続ける財政需要への備えとして財産である基金を効果的に活用するため、基金について将来を見据えた計画の策定を望むものである。

(資 料)

中 核 市 調 查 結 果

公有財産及び基金の管理について、中核市 57 市に行った調査結果は次のとおりである。

- 1 公有財産の統括部署はありますか。
①ある 53 市 ②ない 2 市 ③その他 2 市
- 2 上記 1 は規程等で定められていますか。
①定めている 52 市 ②定めていない 5 市
- 3 公有財産の取扱いに関する規程はありますか。
①ある 57 市 ②ない 0 市
- 4 平成 29 年度及び 30 年度の無体財産権の状況について
①あり 37 市 ②なし 20 市

※「①ある」と回答した 37 市の無体財産権の合計件数

著作権			商標権			その他		
29 年度	30 年度	増 減	29 年度	30 年度	増 減	29 年度	30 年度	増 減
441	473	32	191	204	13	34	34	0

注) その他は育成者権 11 件、植物特許 11 件、特許権 8 件、意匠権 2 件、出版権 1 件、
実用新案権 1 件

- 5 無体財産権に関する規程等（マニュアル含む）はありますか。
①ある 6 市 ②ない 51 市
- 6 ホームページなど市で作成したものについての著作権を無体財産として財産登録していま
すか。
①している 2 市 ②していない 55 市
- 7 基金の統括部署はありますか。
①ある 22 市 ②ない 12 市 ③その他 23 市

※「①ある」と回答した 22 市の統括部署の状況

財政関係課	管財関係課	財務室	行政改革課	行政管理課
13 市	6 市	1 市	1 市	1 市

※「③その他」の回答内容

予算管理と運用管理で事務が分掌されているなど。(予算管理は財政課等、運用管理は
会計課等)

- 8 (上記 7 で①を回答した市へ) 上記 7 は規程で定められていますか。
①定めている 16 市 ②定めていない 6 市
- 9 基金の取扱い全般に係る規程（基金条例は除く）はありますか。
①ある 24 市 ②ない 33 市